

第78期 定時株主総会 招集ご通知

2020年6月23日 (火曜日) 午前10時

大阪府豊中市新千里東町2丁目1 千里阪急ホテル 西館2階 仙寿

(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 取締役賞与支給の件

第4号議案 当社株式の大量買付行為等に

関する対応策 (買収防衛策)

継続の件

のイガースポリマー株式会社

・新型コロナウイルスの感染が広がっております。 新型コロナウイルスの感染予防のため、株主様におかれ ましては可能な限り郵送による議決権行使の事前行使を お願い申しあげます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置 を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し あげます。



郵送による議決権行使期限 2020年6月22日(月曜日) 午後5時到着分まで



株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は、ニッチな市場で高いシェアを獲得し、広く海外に 展開していくことを方針としております。また、「信念ある 柔軟性」という社是のもと、時代の流れ、変化に向き合える 人材の育成に専心し、顧客、社会からの期待と信頼に応える企 業として、さらなる飛躍を図っていきたいと考えております。

2020年6月

代表取締役社長

渡辺健太郎

経営理念

Management Philosophy

- 経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- **2** 株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダー の信頼と期待に応える。
- 企業の発展と永続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、 常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、 「柔軟」に対応する。

(証券コード 4231) 2020年6月2日

株主各位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号

タイガースポリマー株式会社

代表取締役社長 渡 辺 健太郎

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る2020年6月22日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

記

- 1. 日 時 2020年6月23日(火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町2丁目1 千里阪急ホテル 西館2階 仙寿 (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項
- . 第78期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第78期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 監査役2名選任の件第3号議案 取締役賞与支給の件

第4号議案 当社株式の大量買付行為等に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以上

敬具

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://tigers.jp/ir/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- ◎議決権の不統一行使をされる場合は、2020年6月19日(金曜日)までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://tigers.jp/)に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルスの感染が拡大しております。当日の感染拡大状況によっては、感染拡大防止および会社の事業継続の観点から、役員の健康状態にかかわらず、一部の役員のみ出席とさせていただく可能性がございますので、ご了承賜りたくお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(4頁~27頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。 議決権のご行使には以下の2つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 また、第78期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

開催 日時 2020年6月23日(火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、 行使期限までに到着するようにご返送ください。



2020年6月22日(月曜日) 午後5時到着分まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、収益状況、今後の事業展開、財務体質の強化を考慮するとともに、1株当たりの配当金額、配当性向などを総合的に勘案のうえ、安定的な配当の継続に努めていくこととしており、当期の期末配当につきましては、1株につき5円50銭にさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき8円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき14円となります。

- (1) 配 当 財 産 の 種 類 金 銭
 - (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき5円50銭 総額110,031,922円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月24日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 田村洋一および同 薩摩嘉則の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

「監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

たむら よういち

再任

1 田村洋一

生 年 月 日1954年10月2日所有する当社の株式の数22,622株取締役会出席状況13回/13回監査役会出席状況7回/7回

略歴、地位および重要な兼職の状況

1977年 4 月 当社入社

2005年4月 同製造部静岡工場長

2014年 4 月 同本社部長

2014年 6 月 同監査役 (現任)

監査役候補者とした理由

田村洋一氏は、上記製造部静岡工場長以前に、営業部大阪支店、情報システム室、監査室など多くの部門を経験し、多様な業務に携ってきましたので、当社製品・商品の情報、企業文化にも明るく、他の監査役が有する経験・知見等を補完する領域について豊富な知識を有しております。これを活かすことで他の監査役と協力して監査役の機能を果たすことができると判断いたします。

監査役候補者と当社との特別の利害関係等

田村洋一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 さつま よしのり

社外監査役候補者 再 任

|独立役員候補者

生 年 月 日 所有する当社の株式の数 取締役会出席状況

監查役会出席状況

1958年6月16日 9,800株 13回/13回 7回/7回

2 薩摩嘉則

略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年8月 監査法人中央会計事務所入所

1988年3月 公認会計士登録

1993年 7 月 薩摩公認会計士事務所開設

2006年6月 当社監査役(現任)

2011年6月 監査法人彌榮会計社代表社員(現任)

2019年 7 月 I & H株式会社 取締役 (現任)

2019年10月 一般社団法人調剤薬局運営研究会理事(現任)

[重要な兼職の状況] 公認会計士(監査法人彌榮会計社 代表社員)

I & H株式会社 取締役

一般社団法人調剤薬局運営研究会 理事

社外監査役候補者とした理由

薩摩嘉則氏は、公認会計士として長年培った会計に関する知識と監査法人の代表社員としての 経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取 締役会は監査役会の同意を得て同氏を社外監査役候補者に定めました。

社外監査役候補者に関する特記事項

薩摩嘉則氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、当社の社外監査役に就任してから、本総会終結の時をもって14年になります。

独立役員に関する事項

薩摩嘉則氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を充分に発揮できるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である薩摩嘉則氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負います。
- ・責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

本議案において、薩摩嘉則氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を引続き締結する予定であります。

監査役候補者と当社との特別の利害関係等

薩摩嘉則氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役・社外監査役の独立性基準

当社は、社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、次の各号のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役または社外監査役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断いたします。

- (1) 当社グループの業務執行者(業務執行取締役または使用人)である者、または過去において業務執行者であった者
- (2) 当社グループを取引先とする者であって、直近事業年度における取引額が、当該取引 先の年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- (3) 当社グループの取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- (4) 当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家または法人、組合等の団体に所属する者
- (5) 当社グループから、年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (7) 当社の主幹事証券会社の業務執行者
- (8) 借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
- (9) 当社株式を議決権保有割合で10%以上保有する個人株主または法人株主の業務執行者
- (10) 当社グループが議決権保有割合で10%以上の株式を保有する企業等の業務執行者
- (11) 当社グループから取締役を受け入れている会社、その親会社または子会社の業務執行者
- (12) 直近事業年度から過去3年間において、上記(2) から(11) までのいずれかに該当していた者
- (13) 配偶者および二親等内の親族が、上記(1)から(11)までのいずれかに該当する者(重要な者(取締役および部長職以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう)に限る)
- (14) 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名(うち社外取締役2名)に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績、支給対象人員等を勘案して、取締役賞与として23,500,000円(うち社外取締役分3,000,000円)を支給したいと存じます。なお、各取締役に対する支給金額については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 当社株式の大量買付行為等に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、当社第76期定時株主総会(2018年6月22日開催)において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量買付行為等に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を継続することにつき、株主の皆さまのご承認をいただきましたが、その有効期間は、当社第78期定時株主総会(2020年6月23日開催予定)の終結の時までとなっております。

当社では、社会および経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして本プランについて、継続的に検討してまいりました。

その結果、当社は、当社の企業価値を毀損し、株主の皆さまの共同の利益を損なうような不適切な買付等を抑止すべく、2020年5月13日開催の当社取締役会において、当社第78期定時株主総会(2020年6月23日開催予定)における株主の皆さまのご承認を条件として、本プランを継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、本プランの継続にあたり、実質的内容に変更はございません。

本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員が本プランの継続に同意しております。

また、2020年3月31日現在における当社の大株主の状況は「事業報告」の「当社の大株主の状況」(36頁)のとおりでございます。加えて、現時点におきまして、特定の第三者から大量買付行為等を行う旨の通告や提案を受けていないことを申し添えます。

第1 本プラン継続の必要性

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます。)がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、後述の当社の経営理念、経営の基本方針(以下「経営理念等」といいます。)を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞させたりするなど、中・長期的な観点からの継続的な経営理念等に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

従いまして、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が 生じる可能性があると結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針 の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

具体的には、以下のような場合等に、当該買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の 利益に資さないものと判断いたします。

- ①当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような場合 (いわゆるグリーンメーラー、焦土化経営を目的とする場合等)
- ②強圧的段階買付など株主の皆さまに株式の売却を事実上強制するおそれがある場合

- ③株主の皆さまに、買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- ④当社取締役会に、代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない場合
- ⑤買付者等の提案する株式の買付等の条件(対価の種類および価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等)が当社の企業価値に照らして不十分または不適切な場合
- ⑥当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な生産体制および販売体制を支える会社の従業員、 取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊することなどにより、当社の企業価値および株主の 皆さまの共同の利益を毀損する重大なおそれがある場合
- ②買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中・長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ⑧買付者等が公序良俗の観点から会社の支配株主として不適切であると判断される場合 これらの場合においては、当社は、必要かつ相当な措置を取ることによって、当社の企業価値お よび株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1938年にゴムホース・工業用ゴム製品のメーカーとして創業し、タイガースポリマーグループ (以下「当社グループ」といいます。)として、国内外で事業を展開してまいりました。当社グループは、時代の流れを着実に捉えながら徹底した顧客指向により、幅広い分野で産業の発展に貢献するとともに、社会からの期待と信頼に応える企業であり続けたいと考えております。

当社グループは、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、その企業価値および株主の皆さまの共同の利益を向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

(1) 経営理念

- ①経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- ②株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。
- ③企業の発展と永続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

(2)経営の基本方針

- ①3×4のバランス経営を行う。
 - 3つの基本技術(ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド(成形品)を作る技術)をもとに製造した製品を4つの市場(家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材)に供給し、バランスのとれた経営を指向する。
- ②ニッチ市場で高シェアを獲得する。 参加したそれぞれの市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。
- ③需要に従った海外展開を行う。
 - 海外で需要のある国に事業を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。
- ④技術開発で生き残る。
 - 技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との差別化を図る。

(3) 経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

- ①営業部管轄の国内支店の営業活動により、国内売上高の増加(樹脂ホース、ゴムシート等)を 推進するとともに、自動車部品を担当するオートモーティブ営業部・営業所、さらには海外事 業部と海外子会社のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。 具体的には、国内においては全国に展開する代理店を通じての販売ルートの積極的開拓・見直 し、販売価格の適正水準の維持、新製品の開発・拡販などに努めております。 また、日本、米州、アジアに広がる自動車部品、家電用・産業用ホースの生産・販売を最も効 率的に行うために、生産コスト・物流・為替等を総合的に勘案の上、最適地調達、最適地生産 を推進しております。
- ②取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、また収益力を高めるために、開発研究所に資源を投入し、機械・設備能力の向上や新製品の開発などに注力しております。また、主要取引先である有力自動車メーカーへゲストエンジニアの派遣も行っております。
- ③常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。具体的には、新材料の開発、ロス不良の低減、段取り時間短縮、生産のスピードアップ等に努めコスト低減を図っております。
- ④品質、安全、環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ISOの徹底展開を図っております。
- ⑤拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとともに、当社主導により、各社の在庫管理システムおよびセキュリティシステムを見直し、運用面の向上を常に図っております。
- ⑥これらの施策を効果的に推進するには、人材の育成・強化、内部統制の整備が不可欠です。海 外子会社と国内との人事ローテーションを計画的、活発に行うことにより、グローバルな人材 の育成に努力しております。
- ⑦金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人の指導の下に内部統制システムを確立 させ、内部統制報告書を作成し、チェックを受けております。

(4) コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取組んでおります。その一環として、社外取締役2名および監査役3名(うち社外監査役2名)を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査室を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化および職務の適正な遂行を図っております。

3. 本プランの目的

当社は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のために、前述の「1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「基本方針」 といいます。)に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配される ことを抑止する必要があります。

そのためには、買付等がなされるに際し、買付者等の提案する経営方針や事業計画等の内容、実現可能性および適法性、当該提案が株主の皆さまや当社グループの経営に及ぼす影響、当社顧客をはじめとするステークホルダーに及ぼす影響その他当社企業価値に及ぼす影響の内容および程度等について、検討・判断するに足りるだけの十分な情報が開示されるべきです。

また、その情報に基づいて、①当該買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させるものであるかどうか、買付等に応じるべきかどうかを株主の皆さまが適切に検討・判断し、②当社取締役会が株主の皆さまに代替案をご提案し、あるいは③不適切な買付者等と交渉を行う機会・時間が確保されるべきです。

そこで、当社は、買付等がなされた場合に、上記の情報開示、検討・判断の時間・機会を確保することにより、当社基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させるため、現段階で一定の措置を講じておくことが重要であると考えております。

なお、当社役員およびその関係者は、2020年3月31日現在で当社発行済株式総数(自己株式数を除く)の26.29%を保有しておりますが、これは相当に分散しており、必ずしも将来の安定性を保証するものではありません。また、当社が上場会社である以上、当社株式の譲渡は株主の皆さまの自由な意思によるものであることから、当社株式の流動性が今後さらに増すことも考えられます。

これらの事情に鑑みますと、今後当社株式に対して、企業価値および株主の皆さまの共同の利益 を損なうような買付等がなされる可能性が十分に考えられ、買付等がなされた場合に、株主の皆さ まのために必要な情報や時間を確保する必要性があると考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、当社第78期定時株主総会(2020年6月23日開催予定)の承認を条件として、本プランを継続することを決定しました。

第2 本プランの内容

1. 本プランについて(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本プランの概略

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、いわゆる「事前警告型買収防衛策」に分類されるものです。

買付等が行われる場合の本プランに従った手続の概略は次のとおりです。

①情報等の事前提出

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。

②特別委員会の勧告

当社取締役会の決議により設置する特別委員会は、当社と利害関係のない独立社外者、社外取締役および社外監査役から成り、外部専門家等の助言を得て、上記①により提出を受けた情報に基づき、買付等の内容の評価・検討を行います。

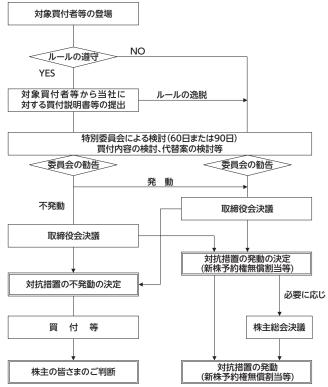
その結果、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を侵害する買付等ではないと特別委員会が判断した場合、対抗措置を発動しないよう、当社取締役会に勧告します。

他方、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を侵害する買付等であると特別委員会が判断した場合は、同委員会は対抗措置の発動(買付者等による権利行使が認められない行使条件を付した新株予約権の無償割当の実施等)を当社取締役会に勧告します。

③対抗措置の発動・不発動

当社取締役会は、上記②の特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行います。

これにより、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保します。 本プランの手続の流れを図で示すと次のとおりです。



(2) 本プランの特徴

本プランの主な特徴は次のとおりです。

また、今般も、当該定款規定に従い、本プランの継続を株主総会決議により決定するものです。

さらに、具体的な対抗措置の発動としての新株予約権無償割当に関しても、当社定款規定に基づき、当社取締役会のほか、株主総会または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定します。

③社外の者からなる特別委員会の勧告が尊重されます ~恣意性の排除~当社取締役会は、当社と利害関係のない独立社外者、社外取締役および社外監査役から構成される特別委員会の勧告を最大限尊重して発動・不発動を決議します。当社取締役は、忠実義務および善管注意義務を負っていますので、特別委員会の勧告とは異なる決議をする場合には、相応の合理的根拠および説明が必要となります。これにより、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を抑止することができます。

④発動要件の明確化・客観化 ~恣意性の排除~本プランは、あらかじめ明確に定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されております。

2. 本プランの適用対象

当社は、以下のいずれかに該当する買付等(以下「対象買付等」といい、これを行おうとする者を「対象買付者」といいます。)が行われた場合に、新株予約権の無償割当、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置(以下「対抗措置」といいます。)を発動するか否か検討します。

- ①当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付後の対象買付者およびその特別関係者⁴に 係る株券等の株券等所有割合⁵の合計が20%以上となる公開買付⁶
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者に含まれる者を含み、以下、特に断らない限り同じです。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 4 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付等が行われたときまたは行われる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性および合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣および対象買付者からの独立性が高い社外取締役2名、社外監査役2名に有識者1名を加えた合計5名を特別委員会の委員とします。

あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣および対象買付者からの独立性が低いと判断したとき、候補者に事故があったとき、その他必要があるときは、候補者を変更するか、候補者以外から特別委員会委員を選任することがあります。この場合、変更理由のほか、新たに特別委員会委員の候補者として、または特別委員会委員として選任した者の氏名、略歴等を開示します。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して対抗措置の発動および不発動に関し、審議・決定します。特別委員会の概要は、後述の「第3 特別委員会」に記載のとおりです。

(2) 対象買付者に対する情報提供等の要求

当社は、対象買付者に対し、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、対象買付者の対象買付等の内容の検討のために必要な以下の内容の情報および対象買付者が対象買付等に際して、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、あわせて「買付説明書」といいます。)を当社の定める様式により提出していただきます。

- ①対象買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員その他の構成員 (ファンドの場合)を含みます。)の詳細(具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏 名、日本における連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②対象買付等の目的、方法および内容(買付の対価の価額および種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。)
- ③買付価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付に関連する一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち 少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。)
- ④買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質提供者を含みます。)の具体的名称、調達 方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤買付後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥買付後の当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が 当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑦買付後の当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等への対応方針
- ⑧買付提案に関して適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑨買付後の当社の経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の 可能性
- ⑩その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

特別委員会または当社取締役会が買付説明書の内容について要求する情報として不十分であると判断した場合、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限を定めた上、対象買付者に対し、対象買付者の対象買付等の内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を守るという観点から、対象買付者と協議、交渉を行います。

対象買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

買付説明書および追加して提出していただく情報については、株主の皆さまに対しての適切な情報開示および特別委員会における速やかな検討のために、日本語以外の言語での提出の場合は、日本語の訳文の添付を必須とさせていただきます。また、この場合、同様の趣旨から、日本語の書面を正本として扱います。

なお、対象買付者が出現した場合、当社は、適時適切な開示を行います。また、提供された情報が株主の皆さまの判断に必要なものと当社取締役会が判断した場合、当該情報を開示することがあります。

(3) 特別委員会に対する当社取締役会の意見および情報等の提供

当社取締役会は、対象買付者から買付説明書が提出された場合および必要情報が追加提出された場合、速やかに特別委員会に対し、これらを提供します。また、当社取締役会は、これらの受領後10営業日以内で同委員会が定める合理的期間内に、対象買付者の対象買付等の内容に対する意見および根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示します。

(4) 特別委員会による検討

特別委員会は、対象買付者から買付説明書および十分な情報ならびに当社取締役会からの意見、代替案、情報、資料等を受領した後、対価を円価の現金のみとした買付等の場合は60日間、その他の場合は90日間、検討期間(以下「特別委員会検討期間」といいます。)を有することとし(ただし、特別委員会は10日を限度としてこの期間を延長することができるものとします。)、この間に、対象買付者の対象買付等の内容の検討、当社取締役会が提示する代替案の検討、対象買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。なお、特別委員会が特別委員会検討期間に入る場合には、速やかにその旨を開示します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から対象買付等の内容を検討します。

特別委員会の判断が企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に資するものとなるよう、特別委員会は当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(5) 特別委員会による情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、対象買付者から提出された買付説明書の概要、対象買付者の対象買付等の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要、検討期間の延長その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆さまに対し、速やかに情報開示を行います。

(6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、特別委員会検討期間中の検討等を経て、以下の手続を行うものとします。 なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項(後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長期間およびその理由を含みます。)について、決議後速やかに開示を行うものとします。

①特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付者による対象買付等が後述する「4.新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行うことを勧告します。

ただし、特別委員会は、一旦新株予約権の無償割当の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までは新株予約権の無償割当を中止する旨の、または無償割当の効力発生日以後、行使期間開始日の前日までは新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

ア) 当該勧告後、対象買付者が対象買付等を撤回した場合その他対象買付等が存在し なくなった場合 イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、対象買付者による対象 買付等が後述する「4.新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」に定める 要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を実施 することもしくは行使を認めることが相当でない場合

②特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付者の対象買付等の内容について検討した結果、対象買付者による対象買付等が後述する「4.新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、もしくは該当しなくなった、または該当しても新株予約権の無償割当をすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行わないことを勧告します。

③特別委員会が特別委員会検討期間を延長する場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までに、新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、10日を限度として、対象買付者の対象買付等の内容の検討等のために合理的に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7) 取締役会による検討および決議

当社取締役会は、対象買付者の提出した買付説明書その他必要情報ならびに対象買付者 との協議または交渉の結果を評価、検討し、前述の「(6)特別委員会における判断方法」 の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動ま たは不発動の決議を行うものとします。

また、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合その他当社取締役会が株主総会の決議を必要と判断する場合には、その招集を行います。

具体的には、以下の場合には株主総会を招集します。

- ①対抗措置の発動内容が法令または定款上、株主総会の決議を必要とする場合
- ②特別委員会が新株予約権の無償割当の実施に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合で、当社取締役会が株主総会の決議を必要と判断する場合
- ③対象買付等について、後述の「4.新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」の ②に掲げる要件への該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総 会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認す ることが適切と判断する場合

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

なお、対象買付者は、当社取締役会が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付等に 係る行為を実施してはならないものとします。

4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件

当社は、対象買付者による対象買付等が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を発動することが相当と認められる場合、前述の「3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を発動します(この場合の対象買付者を「特定対象買付者」といいます。)。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ②以下に掲げる場合等、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合

- ア)株式を買占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求することを目的とす る買付等である場合
- イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得するなど、当社の 犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うことを目的とするような買付等であ る場合
- ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する ことを目的とする買付等である場合
- エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的とする買付等である場合
- オ)強圧的段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆さまに株式の売却を事実上強制するおそれのある買付等である場合
- カ) 必要な情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の 皆さまに十分に提供することなく行われる買付等である場合
- キ) 買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく 行われる買付等である場合
- ク)買付等の条件(対価の価額および種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付 等の実現可能性等)が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適当な買付等 である場合
- ケ) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な生産体制および販売体制を支える会社の 従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊することなどにより、当社の企業 価値および株主の皆さまの共同の利益を毀損する重大なおそれがある買付等である場合
- コ) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中・長期的な将来の企業価値 との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比 べ、明らかに劣後すると判断される場合
- サ) 買付者等が公序良俗の観点から会社の支配株主として不適切であると判断される場合

5. 新株予約権の無償割当以外の対抗措置

当社取締役会は、新株予約権の無償割当以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮り、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

第3 特別委員会

当社取締役会は、対象買付等が行われたときまたは行われる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性および合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣および対象買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役および有識者の中から特別委員会の委員を選任します。特別委員会の委員は3名以上とし、選任された委員は、委員の中から委員長を選定します。

特別委員会の概要については、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員会 委員の候補者の氏名および略歴は、別紙2「特別委員会委員の候補者」に記載のとおりです。

第4 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、

- (i) 特定対象買付者による権利行使は認められないとの行使条件 および
- (ii) 当社が特定対象買付者以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨 の取得条項

が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その有する株式一株につき新 株予約権一個の割合で無償割当を行います。

本新株予約権の詳細については、別紙3「新株予約権の要項」に記載のとおりです。

第5 本プランの株主総会での承認

本プランは、当社第78期定時株主総会(2020年6月23日開催予定)における本プランの承認決議案が可決されることを条件として効力を生じる旨、2020年5月13日開催の当社取締役会で決議されておりますが、かかる定時株主総会における株主の皆さまのご承認がいただけない場合は、効力を生じず、廃止されることになります。

第6 本プランの有効期間、廃止および変更手続

本プランの有効期間は、当社第78期定時株主総会(2020年6月23日開催予定)の終結の時から(ただし、同総会において、本プランの承認決議案が可決されることを条件とします。)、当社第80期定時株主総会の終結の時までの約2年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保および向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、上記見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆さまのご承認を得て、本プランの変更を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

第7 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月27日 経済産業省・法務省)の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を充足するものであり、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(2008年6月30日 企業価値研究会)を勘案した内容となっております。また、本プランの内容および導入・運用は、「コーポレートガバナンス・コード」(2018年6月1日 東京証券取引所)が定める買収防衛策に関する原則に沿ったものとなっております。従いまして、当社取締役会は、本プランが当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1. 株主意思の重視

本プランは、当社第78期定時株主総会(2020年6月23日開催予定)における本プランの承認決議案が可決されることを条件として効力を生じる旨、2020年5月13日開催の当社取締役会において決議されておりますが、かかる定時株主総会における株主の皆さまのご承認がいただけない場合は、効力を生じず、廃止されることになります。

また、本プランの有効期間は、2年間に限定されておりますし、有効期間満了前であっても、株主総会または当社取締役会の決議により、本プランを廃止することができます。

さらに、上記定時株主総会において本プランの継続が決議された場合、約1年経過した時点において、定時株主総会で、取締役の改選の可否を通じて本プランの継続または廃止に係る株主の皆さまのご意思を確認することができます。具体的には、現任取締役の任期が当社第79期定時株主総会終結の時に満了しますので、同総会における取締役全員の選解任議案をご審議いただくことになります。このように、有効期間中においても、取締役選解任議案をご審議いただくことで、より一層株主の皆さまのご意思を反映させることができます。

2. 独立性の高い社外者による判断と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外監査役、弁護士、大学教授等の社外有識者、社外取締役からなる特別委員会を設置し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的な判断を排してその客観性と独立性を担保し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保および向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、対象買付者から提出された買付説明書の概要、対象買付者の対象買付等の内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆さまに対し速やかに情報開示を行うこととしております。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができます。 これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

5. デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述の「第6 本プランの有効期間、廃止および変更手続」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。株主の皆さまが、株主提案権を行使して、本プランの廃止を株主総会の議題とするほか、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することも可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用しておらず、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を在任中の取締役の残存任期と一致させることとしますので、期差任期が発生することもありません。従いまして、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

6. 特定対象買付者の財産権の保護

本プランの発動時に割り当てられる本新株予約権には、特定対象買付者の権利行使を制限する行使条件が付されております。そのため、特定対象買付者につき、保有する株式の価値の希釈化に伴う財産上の損害が発生する可能性があります。しかしながら、別紙3「新株予約権の要項」に記載のとおり、本新株予約権には譲渡制限が付されるものの、当社取締役会の承認を得て、第三者に譲渡できることとなっておりますので、特定対象買付者についても、かかる手続を経て、割当を受けた本新株予約権を権利行使が制限されることのない第三者に譲渡することによって、財産上の損害の発生を回避できる余地があります。

第8 株主の皆さまへの影響

1. 本プラン継続の承認時に株主の皆さまに与える影響

本プラン継続の承認時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当は行われませんので、株主および投資家の皆さまの権利および利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当時に株主の皆さまに与える影響

(1) 新株予約権無償割当に関する申込手続等は不要です

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定め、公告する一定の日(以下「基準日」といいます。)における株主の皆さまに対し、保有する株式一株につき一個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。

株主の皆さまは、無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、 申込手続等は不要です。

(2) 特定対象買付者以外の株主の皆さまには、その保有する株式に価値の希釈化は生じません 当社が、当社取締役会の決定により、特定対象買付者以外の株主の皆さまから本新株予約 権を取得し、それと引換えに当社株式を交付する場合、特定対象買付者以外の株主の皆さま は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをすることなく、当社株式を 受領することとなります。

また、特定対象買付者以外の株主の皆さまが、権利行使期間内に、本新株予約権の行使に 係る手続を経た場合も、当社株式を受領することになります。 従いまして、その保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じません(当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じます。)。

(3) 新株予約権の無償割当の中止等について

当社は、特定対象買付者が対象買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当の効力発生日以後、行使期間開始日の前日までは、当社株式を交付することなく本新株予約権を無償で取得することがあります。

これらの場合、結果的に、一株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、希釈することを前提として、当社株式の売買を行った株主や投資家の皆さまは、株価の変動によって相応の損害を被る可能性があります(とりわけ、権利落ち日以降に売買した場合。)。

このような損害発生の可能性を最小限に留めるべく、無償割当の中止を権利落ち日までとするなどの措置を講じることとします。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆さまに対して情報開示または通知をしますので、その内容をご確認ください。

以上

特別委員会規則

- 第1条 この規則は、当社株式の大量買付行為等に関する対応策(以下「本プラン」という。) の発動を検討するために、取締役会が設置する特別委員会の組織、運営等について定 める。
 - 2. 本規則において用いる各用語の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) 「対象買付等」とは、以下のいずれかに該当する当社株式の大量買付その他これ に類似する行為またはその提案をいう。
 - ①当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等
 - ②当社が発行者である株券等について、公開買付後の対象買付者およびその特別関係者4に係る株券等の株券等所有割合5の合計が20%以上となる公開買付6等
 - (2)「対象買付者」とは、前号所定の対象買付等を行おうとする者をいう。
 - (3) 本新株予約権」とは、本プランに基づき発動される対抗措置としての新株予約 権無償割当により割り当てられる新株予約権をいう。
 - 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者に含まれる者を含み、以下、特に断らない限り同じです。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 第2条 特別委員会の設置は、取締役会の決議によって行う。
- 第3条 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣および対象買付者から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、特別委員会の設置に際し、取締役会が選任する。ただし、ここでいう社外の有識者とは、当社と取引等利害関係のない実績ある経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、大学教授またはこれに準じる者で、別途取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
 - (1) 当社社外取締役
 - (2) 当社社外監査役
 - (3) 前各号に定める以外の社外の有識者
- 第4条 特別委員会委員の任期は、原則として選任後半年間とする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員が、なおも社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

- 特別委員会は、次の各号に記載されている事項について取締役会から独立して審議、決定し、その決定の内容に理由を付して取締役会に対して勧告する。この場合、特別委員会の委員は、決定にあたって、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。 第5条
 - 本新株予約権の無償割当の実施または不実施
 - 本新株予約権の無償割当の中止または本新株予約権の無償取得

 - 本新株予約権の無償割当以外の対抗措置の発動または不発動 その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事
 - 2. 取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当の実施もしくは不実施、またはその他対抗措置の発動もしくは不発動に関する会社法上の機関 としての決議を行うものとする。
 - 3. 第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うことができる。
 - 対象買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - 対象買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限 の決定
 - 特別委員会の検討期間の設定および延長
 - 対象買付者の対象買付等の後の経営方針、事業計画等内容の精査、 検討および 株主への提示
 - 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討、株主への代替 案の提示 (5)
 - 本プランの修正または変更に係る承認
 - その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - とができるものとして取締役会が定めた事項
- は、買付説明書の記載内容および提出された情報が本プランに関 して不十分であると判断した場合は、当社取締役会に対し、本プ 特別委員会は、 報が本プランに関して要求 第6条
 - して要求する情報を追加的に対象買付者に要求するよう求めることができる。 特別委員会は、対象買付者から買付説明書および前項に規定する本プランに関して 求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、対 に規定する本ブランに関して要 所定の合理的な期間内に、対象 付者の対象買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、 代替案、その他特別委 員会が適宜必要があると認める情報、資料等を提出するよう要求するこ
- 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役会に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。 第7条
- 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者 ァイナンシャル・アドバイザー、 第8条 ゴンサルダントその他の専門家)の助言を得ることができる。
- 各特別委員会委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。 第9条
- 特別委員会の決議は、 原則として、特別委員会の委員全員が出席し、 第10条 その過半数をも って行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、適当な方法でこれを行うことができる。

以上

別紙 2

特別委員会委員の候補者

氏名 天 野 勝 介 (あまの かつすけ)

1952年2月27日生

略 歴 1978年 弁護士登録、田村徳夫法律事務所入所

1983年 北浜法律事務所へ移籍

1985年 北浜法律事務所 パートナー (現任)

 2001年
 大阪弁護士会副会長

 2004年
 京都大学客員教授

2005年 ~ 2008年 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)

非常勤講師

2007年 京都大学客員教授

2007年 ~ 2011年 年金記録確認大阪地方第三者委員会委員 2011年 ~ 2014年 大阪府建設工事等総合評価審査会委員

2020年 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士 (現任)

○ 氏 名 溝 □ 聖 規(みぞぐち まさき)

1968年12月14日生

略 歴 1993年 青山監査法人入所

1998年 公認会計士登録

2007年 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ)

パートナー

2012年 溝口公認会計士事務所開設、同事務所 所長 (現任)

グロービス経営大学院 教員(現任)

2015年 当社社外取締役 (現任)

○氏 名 野 尻 恭(のじり やすし)

1954年10月20日生

略 歴 1977年 住友ゴム工業株式会社入社

2008年 同社取締役常務執行役員

2011年 ダンロップスポーツ株式会社(現住友ゴム工業株式会社)

代表取締役社長

2015年 住友ゴム工業株式会社 顧問

2016年 プリマハム株式会社 社外取締役 (現任)

2018年 日精テクノロジー株式会社 社外取締役 (現任)

2018年 当社社外取締役(現任)

計算書類

○ 氏 名 大 川 治 (おおかわ おさむ) 1969年11月15日生

略 歴 1996年 弁護士登録、堂島法律事務所入所

2003年 当社社外監査役 (現任)

2007年 燦キャピタルマネージメント株式会社 社外監査役

2009年 弁護士法人堂島法律事務所設立、同事務所 社員弁護士 (現任)

○ 氏 名 薩 摩 嘉 則(さつま よしのり) 1958年6月16日生

略 歴 1984年 監査法人中央会計事務所入所

1988年 公認会計士登録

 1993年
 薩摩公認会計士事務所開設

 2006年
 当社社外監査役(現任)

2011年 監査法人彌榮会計社 代表社員 (現任)

2019年 一般社団法人調剤薬局運営研究会 理事 (現任)

以上

新株予約権の要項

1. 新株予約権無償割当に関する事項の決定

(1) 割当対象株主

当社取締役会が定める一定の基準日(以下「割当基準日」という。)における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主(以下「割当対象株主」という。)。

- (2) 割当の方法
 - 割当対象株主が割当基準日に保有する当社株式一株につき新株予約権一個の割合で、新株 予約権を割当てる。ただし、同時点において当社の保有する当社株式には新株予約権を割 当てない。
- (3) 新株予約権の総数

割当基準日における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社が有する当社株式の数を控除する。)と同数とする。

(4) 新株予約権の無償割当がその効力を生ずる日 新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式」という。)は一株とする。 ただし、新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、対象株式は 以下の算式により調整されるものとする(調整の結果、一株未満の端株が生じる場合、切り捨てる。)。

調整後対象株式の数=調整前対象株式の数×分割比率(または併合比率)

- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ①新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は「行使価額」(下記② において定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
 - ②「行使価額」とは、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権 無償割当決議において当社取締役会が決定する金額とする。 「時価」とは、新株予約権無償割当に関する当社取締役会決議の前日から遡って90日間

「時価」とは、新株予約権無償割当に関する当在取締役会決議の前日から遡って90日間 (取引が成立しなかった日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の 終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、新株予約権の無償割当の効力発生日(ただし、当社取締役会において、これに代わる日を定めたときは当該日)を初日として1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。

なお、後述の(8)により当社が新株予約権を取得する場合、その取得に係る新株予約権 の行使期間については当該取得日の前営業日までとする。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

- (4) 新株予約権の行使の条件
 - ①以下のいずれかに該当する者のうち、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき、当社の 株券等を買付し保有することが当社の企業価値または株主の皆さまの共同の利益を損なう と認めた者(以下「特定対象買付者」という。)は、新株予約権を行使することができな い。
 - ア 特定大量保有者

当社が発行者である株券等¹の保有者²で、当該株券等に係る株券等保有割合³が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)

- イ 特定大量保有者の共同保有者⁴ 当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。
- ウ 特定大量買付者

公開買付⁵によって当社が発行者である株券等⁶の買付等⁷を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有⁸に係る株券等の株券等所有割合⁹がその者の特別関係者¹⁰の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)

- エ 特定大量買付者の特別関係者 当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。
- オ アないし工に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け または承継した者
- カ アないしオに該当する者の関連者11
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、アにおいて同様とする。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者に含まれる者を含み、以下、特に断らない限り同様とする。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。
- 4 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同第6項により共同保有者とみなされる者を含む。以下、特に断らない限り同様とする。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。
- 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいい、以下、ウにおいて同様とする。
- 7 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。
- 8 これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。
- 9 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。
- 10金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定めるものを除く。以下、特に断らない限り同様とする。
- 11実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項)をいう。

- ②当社は、特定の新株予約権者に対し、当社に対して、自らが特定対象買付者に該当せず、かつ、特定対象買付者のために新株予約権を行使しようとしている者ではないことおよび新株予約権の行使条件を充足していることなどを確認するための合理的手続を定めることができ、当該新株予約権者が、当該合理的手続を履践しないときは、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権を有する者が、上記(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する当社の資本金および資本準備金は、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める。
- (7) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 当社による新株予約権の取得
 - ①当社は、効力発生日後行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途 取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める 日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社は、新株予約権の行使期間中において、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、上記(4)により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得して、これと引換えに新株予約権一個につき当社株式一株を交付することができる。また、当社は、かかる取得がなされた日より後に、上記(4)により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者が有している新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使の新株予約権全てを取得し、これと引換えに、新株予約権一個につき当社株式一株を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (9) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件 新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める。
- (10) 新株予約権証券の発行 新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
- (11) 法令の改正等による修正 上記で引用する法令の規定は、2020年5月13日現在施行されている規定を前提としているものである。同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記に定める条項または用語の意義等を適宜、合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

全般的概況

当連結会計年度の経済情勢は、国内では良好な雇用環境や各種政策の効果等により期前 半は緩やかな回復基調で推移しましたが、期後半は消費税率の引上げや新型コロナウイル スの影響による消費自粛があり、また、海外では米中貿易摩擦や世界経済の不確実性等に より、先行きの不透明感が一層強まった状況でありました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の業績は、日本、米州、東南アジアの各地域で売上高が減少した結果、グループ全体の連結売上高は、398億70百万円(前期比31億49百万円 7.3%減少)となりました。

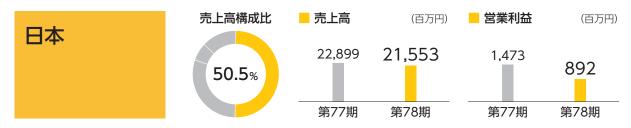
損益面につきましては、売上高の減少や新規設備立ち上げに伴う減価償却費の増加などにより、営業利益は13億1百万円(前期比10億1百万円 43.5%減少)、経常利益は15億63百万円(前期比10億23百万円 39.6%減少)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は米国の自動車部品生産拠点にかかる固定資産の減損損失の計上および繰延税金資産の取り崩しなどにより、2億22百万円(前期比14億60百万円 86.8%減少)となりました。

個別の業績につきましては、売上高は213億99百万円(前期比13億48百万円 5.9%減少)、営業利益は7億65百万円(前期比5億25百万円 40.7%減少)、経常利益は14億76百万円(前期比4億73百万円 24.3%減少)、当期純利益は11億92百万円(前期比1億35百万円 10.2%減少)となりました。

		連結業績		
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益	1 株当たり 当期純利益
398億70百万円 13億1百万円		15億63百万円	2億22百万円	11.13円
31億49百万円 減 少	10億1百万円 減少	10億23百万円 減 少	14億60百万円 減 少	72.99円 減 少

地域別概況

地域別の売上高および営業利益は次のとおりであります。



自動車部品、家電用ホース、産業用ホース、ゴムシートの販売が減少し、売上高は215億53百万円(前期比13億45百万円 5.9%減少)となりました。減収の影響に加え、減価償却費などの増加により、営業利益は8億92百万円(前期比5億81百万円 39.4%減少)となりました。



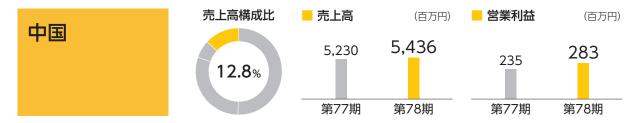
米国では、自動車部品は、収益認識に関する会計処理方法の変更により、得意先からの有償支給部品を売上原価から売上高の減額に変更したことに加えて、販売が減少し、減収減益となりました。産業用ホースは、販売の増加に加えて諸経費が減少し、増収増益となりました。一方、メキシコでは、自動車部品の販売が増加し、増収増益となりました。

この結果、売上高は127億9百万円(前期比23億84百万円 15.8%減少)、営業損失は1億97百万円(前期は営業利益1億67百万円)となりました。





マレーシアでは、家電用ホースの販売が減少し、減収減益となりました。タイでは、自動車部品の販売が減少しましたが、為替換算上の影響があり、増収減益となりました。 この結果、売上高は29億48百万円(前期比4百万円 0.2%減少)、営業利益は1億90百万円(前期比1億45百万円 43.4%減少)となりました。



家電用ホースの販売は減少しましたが、自動車部品の販売が増加し、売上高は54億36百万円 (前期比2億6百万円 3.9%増加) となりました。増収に加えて、原材料費の減少により、営業 利益は2億83百万円(前期比48百万円 20.4%増加) となりました。

地 域 -		営 業 利 益			
	金額(百万円)	構成比(%)	前期比(%)	金額 (百万円)	
	本	21,553	21,553 50.5		892
米	州	12,709 29.8 84.2		△197	
東南アジア		2,948	6.9	99.8	190
中	玉	5,436	12.8	103.9	283
合	計	42,648	100.0	92.4	1,168

(注) 地域別の売上高および営業利益は、地域間取引消去前のものであります。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取巻く環境は、国内外ともに大きな変革期にあると考えております。7年前からアベノミクスといわれる金融・経済諸政策が行われておりますが、日本経済の成長力を高めるという当初の思惑通りには進んでおりません。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う混乱、米中貿易摩擦問題、英国EU離脱問題等の不安定要因により、国内外の経済が揺れ動いております。

このように国内外の経済の流れに大きな変化が生じつつある中、少子高齢化などで激化する国内市場での競争に勝ち抜き、変化の激しい国際市場の中でも負けずに成長していくためには、「売上・収益計画の必達」、「連結経営の強化」および「企業体質の強化」が重要であると考えており、下記項目を掲げ、推進してまいります。

売上・収益計画の必達

- ・製品の質を高め、お客さまの満足と信頼を得ることにより、ニッチ市場 でのシェア拡大を図る
- ・開発部門、営業部門の創意に満ちた闊達な活動により、新製品・技術を 開発し、新しいお客さまを開拓する
- ・製造拠点における効率化・生産性改善を推進する
- ・原材料調達能力の強化により、コストの削減を図る
- ・全社的に「売上の最大化、経費の最小化」に向けた取組みを推進する

連結経営 の 強 化

- ・材料、部品、金型等について、世界市場を比較した上で、最適グローバル調達を進める
- ・海外拠点の開発能力およびリスク管理を強化して、収益性を確保する
- ・海外拠点間の協力体制を構築し、強化する

企業体質 の 強 化

- ・コーポレートガバナンス、コンプライアンスのさらなる充実
- ・文書化、標準化のさらなる推進
- ・新情報システムの構築

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い 申しあげます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債、新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額27億13百万円で主なものは次のとおりであります。

当社	自動車部品製造用設備・シートおよびマット製造用設備等
Tigerpoly Manufacturing, Inc.	自動車部品製造用設備等
Tigerpoly (Thailand) Ltd.	自動車部品製造用設備等
杭州泰賀塑化有限公司	自動車部品製造用設備等

(5) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

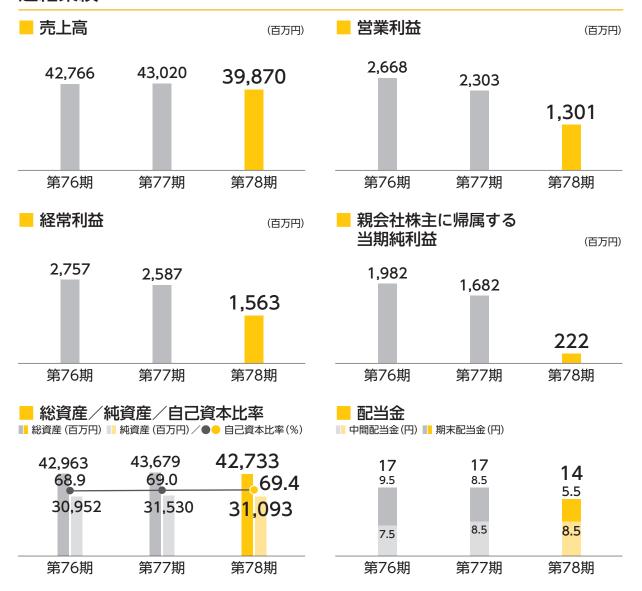
期別	第75期	第76期	第77期	第78期 当連結会計年度
項目	2016年4月1日から2017年3月31日まで	2017年4月1日から2018年3月31日まで	2018年4月1日から2019年3月31日まで	2019年4月1日から2020年3月31日まで
売 上 高(百万円)	40,520	42,766	43,020	39,870
経常利益(百万円)	3,047	2,757	2,587	1,563
親会社株主に帰属する(百万円) 当期純利益(百万円)	2,129	1,982	1,682	222
1株当たり当期純利益 (円)	106.46	99.10	84.12	11.13
総 資 産(百万円)	40,355	42,963	43,679	42,733
純 資 産(百万円)	28,472	30,952	31,530	31,093

②当社の財産および損益の状況

		期別	第75期	第76期	第77期	第78期 当事業年度
項			2016年4月1日から2017年3月31日まで	2017年4月1日から2018年3月31日まで	2018年4月1日から2019年3月31日まで	2019年4月1日から2020年3月31日まで
売	上	高(百万円)	22,090	22,869	22,748	21,399
経	常利	益(百万円)	1,631	1,894	1,949	1,476
当	期純利	益(百万円)	1,124	1,479	1,327	1,192
1株	当たり当期純	利益(円)	56.22	73.93	66.37	59.59
総	資	産(百万円)	30,125	31,647	32,528	33,503
純	資	産(百万円)	21,916	23,514	24,195	24,757

⁽注) 第78期の営業成績については、「1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果」に 記載のとおりであります。

連結業績



(6) 主要な事業内容

当社グループは、合成樹脂、ゴムおよびそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売を行っており、その主要な製品は次のとおりであります。

部門	H =	主 要 製 品			
	家電用ホース	掃除機用ホース、洗濯機用ホース、エアコン用ホース			
ホース	産業用ホース	地中埋設管(電線等の保護管)、粉体・液体輸送用ホース、 土木・建築用ホース、住宅用ホース(空調・排水)			
ゴムシート	ゴムシート	合成ゴムシート(一般合成ゴム、特殊ゴム、導電性ゴム、 ウレタンゴム)、天然ゴムシート			
	ゴムマット	玄関用マット、融雪マット			
成 形 品	ゴム成形品	自動車用エアーダクト、押出成形品			
םם או אנו	樹 脂 成 形 品	自動車用吸気系部品、精密樹脂成形品			
そ の 他	そ の 他	金型、生産機械、治具			

(7) 主要な営業所および工場

①当社の主要拠点

②子会社の主要拠点

名 称	(所 在 地)	名 称	(所在地)
本 社	(大阪府豊中市)	Tigerflex Corporation	(米国イリノイ州)
東京支店	(東京都中央区)	Tigerpoly Manufacturing,Inc.	(米国オハイオ州)
名古屋支店	(名古屋市中村区)	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	(メキシコグアナファト州)
大阪支店	(大阪市西区)	Tigerpoly (Thailand) Ltd.	(タイ国アユタヤ県)
広島支店福岡支店	(広島市中区) (福岡市博多区)	Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd.	(マレーシアジョホール州)
価 呵 文 店 仙台営業所	(仙台市宮城野区)	杭州泰賀塑化有限公司	(中国浙江省杭州市)
栃木工場	(栃木県塩谷郡)	広州泰賀塑料有限公司	(中国広東省広州市)
静岡工場	(静岡県掛川市)	武庫川化成株式会社	(兵庫県尼崎市)
岡山工場	(岡山県備前市)	高 槻 化 成 株 式 会 社	(大阪府高槻市)
開発研究所	(神戸市西区)	タイガース工販株式会社	(兵庫県尼崎市)

(注) 仙台営業所は2020年3月31日付で閉鎖いたしました。

(8) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,088名	6名増

- (注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員および臨時従業員(当連結会計年度末雇用人員37名)は含まれておりません。
 - ②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
576名	2名増	42.0才	17.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員1名、出向者37名、臨時従業員13名は含まれておりません。 また、準職員・嘱託39名は含めております。

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名		資本金	出資比率	主	要	な事	業	内容	}
Tigerflex Corporation (米	国)	千米ドル 6.000	% 55.0	ホ	_	ス	の	製	造
Tigerpoly Manufacturing,Inc.		- 0,000 千米ドル	33.0	_					
(米	国)	48,500	100.0	成	形	品	\mathcal{O}	製	造
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de (メキ	e C.V. シコ)	千ペソ 267,995	100.0	成	形	品	の	製	造
Tigerpoly (Thailand) Ltd. (ター	(国)	千バーツ 290,000	100.0	ホー	スお	よび	成形	品の額	—— 製造
Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd. (マレ-	-シア)	千リンギ 27,600	100.0	ホ	_	ス	の	製	造
杭州泰賀塑化有限公司 (中	围)	千米ドル 7,000	100.0	ホー	スお	よび	成形	品の額	製造
広州泰賀塑料有限公司 (中	围)	千米ドル 7,200	100.0	成	形	H	の	製	造
武庫川化成株式会社		千円 10,000	100.0	ホ	_	ス	\mathcal{O}	製	造
高槻化成株式会社		千円 50,000	100.0	成	形	品	の	製	造
タイガース工販株式会社		千円 15,000	100.0	ホー	- ス	その)他	の販	売

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する会社はありません。
 - 2. Tigerpoly Manufacturing,Inc.は、2019年度中に増資を行い、資本金が38,500千米ドルから48,500米ドルに増加しております。

(10) 主要な借入先および借入額

借入	先	借入金残高
株式会社三菱U	F J 銀行	1,100 百万円
株式会社京	都 銀 行	750
三井住友信託銀行	株式会社	300
日本生命保険相	互 会 社	100
明治安田生命保険	相互会社	50

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 20,005,804株 (自己株式105,794株を除く)

(3) <u>当事業年度末の株主数</u> 3,395名 (前事業年度末比411名増)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
タイガー興産有限会社	1,965 千株	9.8 %
タイガース取引先持株会	1,461	7.3
□ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託□)	1,428	7.1
株式会社三菱UFJ銀行	979	4.9
	888	4.4
株式会社京都銀行	776	3.9
T. P. C持株会	705	3.5
タイガースポリマー従業員持株会	525	2.6
澤 田 裕 治	480	2.4
—————————————————————————————————————	474	2.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

	地	位		氏	名	担当【重要な兼職の状況】
	代表取締役社長				tんたろう 建 太 郎	
		代表取締役専務	×ι	さ <i>ゎだ</i> 澤 田	こうじ 宏 治	製造部・情報システム室担当
		常務取締役	,	きど と 木 戸	しぁき 俊 明	第二営業部担当
		常務取締役	٧I	こうら 高 良	ひろと 寛 人	海外事業部長
		取締	-	うえだ 植 田	えいじ 英 司	総務部長兼経営管理部長
社 外 3	独 立	取 締 征	۲I	みぞぐち 溝 🛚	まさき 聖 規	【公認会計士(溝口公認会計士事務所 所長)】 【グロービス経営大学院 教員】
社 外 3	独 立	取締	<u>۲</u> ۱	のじり 野 尻	やすし 恭	【プリマハム株式会社 社外取締役】 【日精テクノロジー株式会社 社外取締役】
		常勤監査行	ž	たむら 。 田 村	ょういち 洋 一	
社 外 3	独 立	監 査 征	žΙ	おおかわ 大 川	おさむ 治	【弁護士(弁護士法人堂島法律事務所 社員弁護士)】
社 外 3	独 立	監 査 征	٧ I	さつま 。 薩 摩	ょしのり 嘉 則	【公認会計士(監査法人彌榮会計社 代表社員)】 【 I & H株式会社 取締役】 【一般社団法人調剤薬局運営研究会 理事】

- (注) 1. 取締役 溝□聖規および同 野尻 恭の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 薩摩嘉則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役 溝口聖規、同 野尻 恭、監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位			氏	名	退任時の担当【重要な兼職の状況】
取	締	役	げんだ 源 田	はるのぶ 晴 信	経理部担当
取	締	役	やまもと 山 本	さけいし 敬 史	総務部長

- (注) 1. 取締役 源田晴信氏は、2019年12月23日に逝去されたことにより取締役を退任いたしました。
 - 2. 取締役 山本敬史氏は、2019年9月30日に辞任により取締役を退任いたしました。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役(うち社外取締役)	9名 (2名)	128,006千円 (14,534千円)
監査役(うち社外監査役)	3名 (2名)	24,408千円 (12,062千円)
	12名 (4名)	152,414千円 (26,596千円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額27.402千円を支払っております。
 - 2. 上記報酬等の額には、第78期定時株主総会において決議予定の取締役賞与23,500千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係 記載すべき関係はありません。
- ②当事業年度における主な活動状況

O— 3								
区分	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	活動状況				
社外取締役	溝 □ 聖規	130/130	_	当事業年度において開催された全ての取締役会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。				
社外取締役	野尻恭	130/130	_	当事業年度において開催された全ての取締役会必要 に応じ、企業経営における豊富な経験と幅広い見地 から発言を行っております。				
社外監査役	大 川 治	120/130	70/70	当事業年度において開催された取締役会のうち12回、および全ての監査役会に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。				
社外監査役	薩摩 嘉則	130/130	70/70	当事業年度において開催された全ての取締役会および監査役会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。				

③社外取締役および社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役については500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	31,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を 含めて記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。
 - 3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者(外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者)の監査(会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査 役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ①取締役・使用人および子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」等規定を整備するとともに、「取締役読本」を取締役に配付し、さらには当社における業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」を制定のうえ、取締役および使用人に配付し、周知徹底する。
 - 2)子会社に対しては、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」、「国内関係会社管理 規定」、「海外関係会社管理規定」等当社の規定および「わたしたちの行動指針」を配 付するとともに、子会社取締役には「取締役読本」を配付し、周知徹底する。

- 3) 当社は、毎月開催される「取締役会」の他、予算・実績を管理、分析し、採算性の改善を目的とした「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において、当社グループ全体における業務の状況を報告し、議論、意見交換等を行うとともに、必要に応じて、議事録、資料等を子会社に回付する。
- 4) 当社の一部の取締役は子会社の取締役を、常勤監査役は子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し、議論、意見交換等を行う。
- 5) 子会社が毎月当社に提出する「業績報告書」を、当社取締役、監査役、主管部門長に 回付し、必要に応じて各員がコメントを付し、子会社へフィードバックする。
- 6) 重要案件の承認について、当社および国内子会社は「取締役会規定」および「稟議規 定」に基づき、海外子会社は「海外関係会社管理規定」に基づき、決裁権限者の承認 を得る。
- 7) 当社グループは、法令違反等の疑義がある行為を発見した場合、または、「公益通報者保護規定」に定める通報システムにより、法令違反等の通報を受けた場合、当社は、同規定に定める方法で調査し、事実を確認するとともに、再発防止策を策定し、取締役会および監査役会に報告する。
- 8) 当社グループは、財務報告に係る内部統制システムの構築および運用を整備し、推進することにより、財務報告の信頼性を確保するとともに、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- 9) 監査室は、監査計画に基づいて当社および子会社の業務監査を実施することにより、 法令、定款等の遵守体制の有効性を確保する。
- 10) 監査役は、「監査役会規定」、「監査役監査基準」等に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査する。
- 11) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は絶対行わない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る重要な情報を「文書管理規定」に従って法定文書、各種議事録、各種契約書、稟議書等の文書(電磁的記録を含む)に整理し、作成のうえ、「職務分掌規定」に定める担当部門が関連資料とともに適切に保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書を常時閲覧できる体制を確保する。

③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ、資金運用、為替等に係るリスクについて、各種管理規定を制定するとともに、各担当部門において運用マニュアルの作成、研修会・勉強会の実施により管理する。
- 2) 当社は、「リスク管理規定」を制定し、当社取締役会において、各取締役から担当部門および子会社のリスクに関する報告を適宜受け、当社グループ全体のリスクの予防、発見、管理および対応を行う。
- 3) 新たにリスクが生じた場合には、取締役会と監査役会が協議のうえ、速やかに対応責任者を取締役の中から選任する。

④取締役および子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、中期経営計画および年度利益計画により定められた「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを、毎月開催される「取締役会」の他、「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において検証し、結果を関係部門にフィードバックする。
- 2)子会社に対しては、子会社の株主総会または取締役会において、「経営方針」、「経営 戦略」、「数値目標」等の達成度合いを説明するほか、必要に応じて、前記1)の議事 録、資料等を回付する。

⑤子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 国内子会社については、子会社の株主総会、取締役会および毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する。
- 2) 海外子会社については、子会社の株主総会、海外子会社合同会議および毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人の設置を求めたときは、取締役会は特段の理由がない限り、その設置を認める。

⑦監査役を補助する使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の 実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役を補助する使用人は、監査役からの監査業務に必要な命令に関して、取締役や上司の指揮命令を受けないものとする。
- 2) 当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分に際しては、監査役の意見を聞かなければならない。
- 3) 当社は、監査役を補助する使用人が監査役から監査業務に必要な命令を受けたときは、その命令を優先的に遂行できる環境を構築する。

⑧取締役・会計参与・使用人あるいは子会社の取締役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- 1) 取締役は、監査役が出席する「取締役会」において、次の事項を報告する。
 - i) 取締役会他重要な会議で決議された事項
 - ii) 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iii) 毎月の経営状況として重要な事項
 - iv) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - v) 重大な法令・定款違反
 - vi)「公益通報者保護規定」に定める通報状況とその内容
 - vii) その他コンプライアンス上、重要な事項
- 2) 取締役および使用人は、監査役が出席する「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において、前記1) の補足を行うほか、その他の重要事項を報告する。

- 3) 当社グループでは、前記1)のii)、v) およびvii) に関する重大な事実を発見した場合は、「公益通報者保護規定」に定める通報手段により、監査役に直接報告することができる。
- 4) 監査役に対する各種議事録、稟議書の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適宜報告する。
- 5) 監査室は、監査役に対し、監査計画、監査結果を適宜閲覧に供するほか、内部監査活動に関する報告を適宜行う。
- 6) 国内子会社は、毎月提出する「業績報告書」のほか、子会社の株主総会および取締役会において、監査役に適宜報告する。
- 7) 海外子会社は、毎月提出する「業績報告書」のほか、子会社の株主総会および海外子会社合同会議において、監査役に適宜報告する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1)「公益通報者保護規定」では、通報者、相談者および調査協力を行った者の保護について定めており、会社は、通報、相談または調査協力をしたことを理由に、
 - i) 通報者、相談者および調査協力を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益 な取扱いも行ってはならない。
 - ii) 通報者、相談者および調査協力を行った者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。
- 2) 通報者・相談者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、 「就業規則」に従い懲戒処分を行うことができる。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査役が職務を執行するにあたり、必要と認める費用については、予め予算計上するものとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
- 2) 監査役は、監査費用の支出にあたり、その効率性および適正性に留意する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、「定例監査役会」を原則として3ヶ月に1回、さらに必要に応じて「臨時監査役会」を開催し、監査所見、監査上の重要課題等について監査役相互で意見を交換し、その結果を「取締役会」において監査役会報告として定期的に報告する。
- 2) 監査役会は、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、監査を実効的に行うことを確保するとともに、取締役会等重要な社内会議に出席し、意見を聴取することにより補完する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組み

当社は、当社グループにおける業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」について、当社グループ全体への周知を継続的に実施しました。また、監査室は、当社グループに対する内部監査により、法令・定款等の遵守状況を監視し、問題があれば指摘をし、改善報告書を提出させました。

②リスク管理に関する取組み

当社は、新たなリスクを確認するために検討会を開催し、その結果を取締役会へ報告するとともに、各事業所における固有のリスクの把握に努めました。また、「公益通報者保護規定」に従って相談窓口を設置しており、潜在的なリスクの収集に努めました。

③取締役の職務執行に関する取組み

取締役会は、原則月1回取締役会を開催し、重要事項を決定するとともに、業務執行に 関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。

④子会社管理に関する取組み

当社は、子会社の株主総会および取締役会への出席のほか、子会社が毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社の事業活動を把握し、適切な指示、助言を行いました。

⑤監査役の職務執行に関する取組み

監査役は、各種会議への出席、各種議事録、稟議書の閲覧を行うとともに、各部門、各事業所および子会社に対するヒアリング、往査等により、当社グループの業務執行の状況を確認しました。これらの活動で得られた情報を監査役間で共有するため、監査役会において報告および意見交換を行いました。また、監査役会は、代表取締役社長および会計監査人との意見交換会を開催しました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます)がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、後述の当社の経営理念、経営の基本方針を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞させたりするなど、中・長期的な観点からの継続的な経営理念、経営の基本方針に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

従いまして、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、当社株式の買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益に資さないものと判断した場合は、必要かつ相当な措置を取ることによって、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

タイガースポリマーグループ(以下「当社グループ」といいます)は、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

①経営理念

- 1)経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- 2) 株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。
- 3) 企業の発展と永続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

②経営の基本方針

- 1) 3つの基本技術(ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド(成形品)を 作る技術)をもとに製造した製品を4つの市場(家電、自動車、土木・建築・住宅、 産業資材)に供給し、バランスのとれた経営を指向する。
- 2) 参加したそれぞれのニッチ市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。
- 3) 海外で需要のある国に事業を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。
- 4) 技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との 差別化を図る。

③経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

- 1) 営業部管轄の国内支店・営業所の営業活動により、国内売上高の増加(樹脂ホース、ゴムシート等)を推進するとともに、自動車部品を担当する第二営業部、さらには海外事業部と海外子会社のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。
- 2) 取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、また収益力を高めるために、開発研究 所に資源を投入し、機械・設備能力の向上や新製品の開発などに注力しております。
- 3) 常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。
- 4) 品質、安全、環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ISOの徹底展開を図っております。
- 5) 拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとと もに、当社主導により、各社の在庫管理システムおよびセキュリティシステムを見直 し、運用面の向上を常に図っております。
- 6) これらの施策を効果的に推進するため、海外子会社と国内との人事ローテーションを 計画的、活発に行い、グローバルな人材の育成に努力しております。
- 7) 金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人の指導の下に内部統制システムを確立させ、内部統制報告書を作成し、チェックを受けております。

④コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取組んでおります。その一環として、社外取締役2名および監査役3名(うち社外監査役2名)を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査室を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化および職務の適正な遂行を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社第76期定時株主総会(2018年6月22日開催)において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量買付行為等に関する対応策(以下「本プラン」といいます)を継続することにつき、株主の皆さまのご承認をいただいております。

本プランの内容は以下のとおりであります。

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランでは、当社が発行者である株券等について、「保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等」または「公開買付後の対象買付者およびその特別関係者に係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付」を対象としております。このような買付等が行われる場合、当社取締役会は、買付者等に対して必要な情報の提出を求めるとともに、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。この特別委員会は、客観性および合理性を確保するため、当社経営陣および買付者等からの独立性が高い社外取締役1名、社外監査2名に有識者1名を加えた合計4名で構成します。

特別委員会は、買付者等からの情報、当社取締役会からの情報、代替案等を受領後、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から、その内容を検討いたします。なお、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。

特別委員会は、買付者等の買付等の内容を検討した結果、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を、一方、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれにも該当しない、または該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。また、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合には、その招集を行います。

本プランによる対抗措置として新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、「買付者等による権利行使は認められないとの行使条件」および「当社が買付者等以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨の取得条項」が付された新株予約権を、その有する株式一株につき新株予約権一個の割合で無償割当を行います。

なお、新株予約権の無償割当を行った場合、買付者等以外の株主の皆さまの保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じませんが、当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じます。

本プランの有効期間は、2018年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2020年6月23日開催の定時株主総会の終結の時までの約2年間とし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会の決議によって本プランを廃止または変更することができます。

(注) 本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。 https://tigers.jp/ir/etc.html

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記各取組みが、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を 損なうものではなく、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する 基本方針の内容に沿ったものであり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするもので はないと判断しております。

その理由といたしまして、上記(2)の取組みにつきましては、当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等を目的とするものであり、これらの取組みによって、当社の企業価値はより向上するものと考えております。また、上記(3)の取組みにつきましては、本プランは、株主総会において株主の皆さまのご承認を得て導入、継続されたものであること、有効期間を2年間に限定し、当社取締役会または株主総会の決議により、いつでも廃止することができること、当社取締役会における対抗措置の発動または不発動の決議は、特別委員会の勧告を最大限尊重すること、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることなどから、本プランが当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率につい ては四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

			(単位・1円)
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負 債 の 部】	
流 動 資 産	24,547,386	流 動 負 債	7,670,101
現金及び預金	9,382,720	支払手形及び買掛金	2,413,623
受取手形及び売掛金	8,815,302	電子記録債務	1,896,174
有 価 証 券	1,500,000	短期借入金	650,000
商 品 及 び 製 品	2,201,992	1 年内返済予定の長期借入金	200,000
仕 掛 品	250,910	未払金	1,779,323
原材料及び貯蔵品	1,579,551	未 払 法 人 税 等	135,175
そ の 他	816,972	賞 与 引 当 金	387,815
貸倒引当金	△63	役員賞与引当金	24,400
固定資産	18,186,470	そ の 他	183,588
有 形 固 定 資 産	14,713,649	固 定 負 債	3,969,870
建物及び構築物	5,460,772	長期借入金	1,450,000
機械装置及び運搬具	4,203,112	退職給付に係る負債	2,204,748
工具、器具及び備品	1,525,234	資 産 除 去 債 務	16,047
土 地	2,204,985	繰 延 税 金 負 債	164,741
建設仮勘定	1,138,579	そ の 他	134,333
そ の 他	180,966	負 債 合 計	11,639,971
無形固定資産	265,440	【純 資 産 の 部】	
ソフトウェア	126,764	株 主 資 本	29,323,525
そ の 他	138,675	資 本 金	4,149,555
投資その他の資産	3,207,380	資本 剰余金	3,900,679
投資有価証券	2,673,822	利 益 剰 余 金	21,331,120
繰 延 税 金 資 産	229,802	自 己 株 式	△57,830
そ の 他	307,000	その他の包括利益累計額	339,170
貸 倒 引 当 金	△3,246	その他有価証券評価差額金	672,878
		為替換算調整勘定	△219,725
		退職給付に係る調整累計額	△113,982
		非支配株主持分	1,431,189
		純 資 産 合 計	31,093,884
	42,733,856	負債及び純資産合計	42,733,856
	, = =,===		,,

連結損益計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

科目		金	額
売 上	高		39,870,160
売 上 原	価		32,507,411
売 上 総 利	益		7,362,748
販 売 費 及 び 一 般 管	理 費		6,060,987
営 業 利	益		1,301,761
営 業 外 収	益		
受 取 利 息 及 び 配	当 金	146,525	
そのの	他	219,913	366,438
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	27,388	
そのの	他	77,101	104,490
経 常 利	益		1,563,709
特 別 利	益		
固 定 資 産 売	却 益	1,585	
投 資 有 価 証 券 売	却 益	50,266	
受 取 損 害 賠	償 金	170,825	222,676
特 別 損	失		
固 定 資 産 処	分 損	34,403	
減損損	失	431,995	466,399
税 金 等 調 整 前 当 期 約	屯 利 益		1,319,987
	事業税	521,660	
法 人 税 等 調	整 額	413,243	934,903
当 期 純 利	益		385,083
非支配株主に帰属する当期	月純 利 益		162,400
親会社株主に帰属する当期	1 純 利 益		222,682

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

		杉	‡	È j	資 :	本
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高		4,149,555	3,900,679	21,448,537	△57,791	29,440,980
当期変動額						
剰余金の配当				△340,099		△340,099
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				222,682		222,682
自己株式の取得					△38	△38
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計				△117,417	△38	△117,455
当 期 末 残 高		4,149,555	3,900,679	21,331,120	△57,830	29,323,525

		その他の包括				
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	962,776	△288,913	30,217	704,080	1,385,885	31,530,946
当期変動額						
剰余金の配当						△340,099
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						222,682
自己株式の取得						△38
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△289,897	69,188	△144,200	△364,909	45,303	△319,606
当期変動額合計	△289,897	69,188	△144,200	△364,909	45,303	△437,061
当 期 末 残 高	672,878	△219,725	△113,982	339,170	1,431,189	31,093,884

貸借 対照表

(2020年3月31日現在)

			(単位・1円)
科目	金額	科目	金額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流 動 資 産	13,173,869	流動負債	5,422,276
	3,400,051		985
現 金 及 び 預 金 受 取 手 形	2,357,740	支 払 手 形 買 掛 金	1,321,195
	3,576,819		1,896,174
有	1,500,000	短 期 借 入 金	650,000
商品及び製品	1,080,211	1 年内返済予定の長期借入金	200,000
仕 掛 品	160,262	未 払 金	821,699
原材料及び貯蔵品	331,726	未払法人税等	46,696
前 払 費 用	41,764	賞 与 引 当 金	356,520
未 収 収 益	785	役員賞与引当金	23,500
未 収 入 金	352,107	設備関係支払手形	76,182
短期貸付金	359,139	その他	29,322
その他	13.260	固定負債	3,323,842
固定資産	20,329,323		1,450,000
有形固定資産	4,401,880		14,723
建 物 造 た 真 建 物	1,158,449		1,811,352
構築物	92,343		16,047
	973,787		31,720
機 械 及 び 装 置 車 両 運 搬 具	•		
	2,529		8,746,119
工 具、器 具 及 び 備 品 土 地	503,014	【純 資 産 の 部】 株 主 資 本	24,084,195
	1,204,076 467,679		4,149,555
	226,799	資 本 金	
			3,900,679
ソフトウェア	88,681	資本準備金	3,900,524
ソフトウェア仮勘定	128,891	その他資本剰余金	154
電話加入権	9,226	利益利。余金、	16,091,790
投資その他の資産	15,700,644	利益準備金	230,584
投資有価証券	2,645,392	その他利益剰余金	15,861,205
関係会社株式	9,906,234	買換資産圧縮積立金	34,700
関係会社出資金	1,552,139	別途積立金	4,500,000
長 期 貸 付 金	1,023,002	繰越利益剰余金	11,326,505
長期前払費用	44,942	自 己 株 式	△57,830
敷 金 保 証 金	86,683	評価・換算差額等	672,878
繰延税金資産	440,363	その他有価証券評価差額金	672,878
そ の 他	5,132	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
貸 倒 引 当 金	△3,246	純 資 産 合 計	24,757,073
資産合計	33,503,193	負債及び純資産合計	33,503,193
, i		22 22 22 22 22 22 23	

損 益 計 算 書 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

科	B	金	額
売 .	L	高	21,399,947
売 上	原	価	16,321,699
売 上	総利	益	5,078,247
販 売 費 及 び	一般管理	費	4,312,871
営業	利	益	765,376
営業	外 収	益	
受 取 利 息	及 び 配 当	金 547,993	
そ	\mathcal{O}	他 320,873	868,866
営業	外費	用	
支 払	利	息 6,306	
そ	\mathcal{O}	他 151,293	157,599
経常	利	益	1,476,643
特 別	利	益	
投 資 有 価	証 券 売 却	益 50,266	50,266
特 別	損	失	
固 定 資	産 処 分	損 20,547	20,547
税 引 前 当	期 純 利	益	1,506,362
法 人 税、 住 民	税 及 び 事 業	税 183,494	
法 人 税	等 調 整	額 130,759	314,253
当 期	純利	益	1,192,108

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

資

主

株

当期変動額(純額) 当期変動額合計

当期末残高

852,008

11,326,505

852,008

16,091,790

(単位:千円)

本

		資	本 剰 余	金	利	益 剰 余	金
	資 本 金	~ ★ 淮 烘 슸	スの44次★到今今	次★訓◇◇△⇒	11 **	その他利益剰余金	益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	買換資産圧縮積立金	別途積立金
当 期 首 残 高	4,149,555	3,900,524	154	3,900,679	230,584	34,700	4,500,000
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計							
当期末残高	4,149,555	3,900,524	154	3,900,679	230,584	34,700	4,500,000
			•				
	株	主	資 	本	評価・換	算差額等	
	利益類	第 金			その他有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計			
	繰越利益剰余金	们皿和小亚口目					
当期首残高	10,474,496	15,239,781	△ 57,791	23,232,224	962,776	962,776	24,195,000
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	△340,099	△340,099		△340,099			△340,099
当期純利益	1,192,108	1,192,108		1,192,108			1,192,108
自己株式の取得			△38	△38			△38
株主資本以外の項目の					△289,897	△289,897	△289,897

 \triangle 38

△57,830

851,970

24,084,195

△289,897

672,878

△289,897

672,878

562,072

24,757,073

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

タイガースポリマー株式会社取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 紳太郎 邸 指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 紳太郎 邸

指足有限負性社員 公認会計士 伊藤 穣 © 業務 執行 社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タイガースポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

タイガースポリマー株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員

指足有限負性化員 公認会計士 伊藤 穣 邸 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、 取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると ともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日 企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

タイガースポリマー株式会社 監査役会 常勤監査役 田村 洋一 印 社外監査役 大川 治 印 社外監査役 薩摩 嘉則 印

以上

会社の概要/株式の状況

会社の概要 (2020年3月31日現在)

商 号 タイガースポリマー株式会社

TIGERS POLYMER CORPORATION

設立年月日 1948年12月20日

本店所在地 大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号

資 本 金 4,149,555,676円

従業員数 連結: 2,088名 個別: 576名

事業の内容 合成樹脂、ゴムおよびそれらの複合資材

をもとに、ホース、ゴムシート、成形

品、その他金型などの製造販売

役員 (2020年3月31日現在)

代表取締役社長 渡 辺 健太郎 澤田 宏治 代表取締役専務 常務取締役 木戸俊明 常務取締役 高良寛人 取 締 役 植田英司 溝□聖規 取締役(社外) 野尻 取締役(社外) 恭 監 査 役 田 村 洋 一 監査役(社外) 大 川 治 監査役(社外) 薩摩嘉則

所有者別株式分布状況

■ 個人・その他 8,217,487株	(40.9%)
※ 金融機関	(27.0%)
── その他国内法人 5,145,453株	(25.6%)
■ 外国人 1,066,619株	(5.3%)
■ 証券会社	(0.7%)
■ 自己名義株式 105,794株	(0.5%)



が上とし	
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	定時株主総会の議決権 3月31日
	期末配当金 3月31日
	中間配当金 9月30日
	そのほか必要があるときは、あらかじ
	め公告して定める日
定時株主総会	
公告方法	電子公告: https://tigers.jp/
	ただし、電子公告を行うことができな
	い場合は、日本経済新聞に掲載いたし
	ます。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社
	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
郵便物送付先・連絡先	〒168-8522
	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	東京証券代行株式会社 事務センター
	oo, 0120-49-7009
	※取次事務は、三井住友信託銀行株式
	会社の本店および全国各支店で行っ
	ております。
住所変更・単元未満株式の	お取引口座のある証券会社にお申し出
買取・買増等のお申出先	ください。ただし、特別口座に記録さ
	れた株式に係る各種手続につきまして
	は、特別□座の□座管理機関である東
	京証券代行株式会社にお申し出くださ
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
未支払配当金のお支払い	株主名簿管理人である東京証券代行株
	式会社にお申し出ください。

	(MEMO)
_	
_	
_	
_	
_	
_	
_	
_	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	

グローバルネットワーク

▶ グローバルな生産・供給体制を構築

タイガースポリマーグループでは、国内外に生産 拠点・販売拠点・開発拠点を展開し、日本国内の 事業所および国内・海外の子会社との有機的な ネットワークを形成することにより、グローバル な生産・供給体制を構築しています。

- 1 本社 2 東京支店 3 名古屋支店 4 大阪支店
- 5 広島支店 6 福岡支店 7 栃木工場 8 静岡工場
- 9 岡山工場 10 開発研究所 11 購買部
- 12 Tigerflex Corporation (米国)
- 13 Tigerpoly Manufacturing,Inc (. 米国)
- 14 Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
- 15 Tigerpoly(Thailand)Ltd. (タイ国)
- **16** Tigers Polymer(Malaysia)Sdn.Bhd. (マレーシア)
- 17 杭州泰賀塑化有限公司(中国) 18 広州泰賀塑料有限公司(中国)
- 19 武庫川化成株式会社(兵庫県) 20 高槻化成株式会社(大阪府)
- 21 タイガース工販株式会社(兵庫県)





研究・開発

▶ 独自性の高い新製品の提供で、常に市場ニーズを先取り

当社は、新製品・改良製品の開発体制の強化を最重要課題に、基礎技術、商品開発技術、製造技術等の技術開発に力を注いでいます。材料から加工・金型・設備まで、ゴム・樹脂製品を開発するための基本技術を全て自社で保有しているため、開発スピードが速く、独自性の強い新製品を常に提供することで市場から高い評価を得ています。より高品質の製品をより効率的に生産するために、製造設備・生産技術の改良やコストダウンに取組むとともに、ホース、ゴムシート、成形品の各部門にわたり、常に市場ニーズを先取りした研究開発に挑戦し続けています。







株主総会会場ご案内略図

会場

大阪府豊中市新千里東町2丁目1 千里阪急ホテル 西館2階 仙寿

TEL: (06)6872-2211



交通の ご案内 北大阪急行 千里中央駅(南改札口)下車 徒歩5分 大阪モノレール 千里中央駅下車 徒歩5分

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

